

お子様のインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します（ご案内）

世田谷区では、令和7年10月1日より、お子様のインフルエンザ予防接種費用の一部を助成いたします。予防接種は、必要な免疫をつけることで発症や重症化予防が期待できます。予防接種に対する正しい理解の下で、お子様の健康にお役立てください。

【助成期間】

- 令和7年10月1日（水）～令和8年1月31日（土）

【助成対象者】

- 世田谷区に住所を有し、**接種当日6ヵ月～15歳（中学生まで）のお子様**
※接種を希望するワクチンの種類によっては、接種開始年齢が異なります。

【接種場所】

- 世田谷区内の指定医療機関
※上記以外の医療機関では助成は受けられませんのでご注意ください。
※最新版の指定医療機関一覧は、区のホームページに掲載されています。
また、まちづくりセンター、児童館等の区施設にも設置しています。
※お子様が医学的な理由により主治医の監督下で接種を受ける必要があり、指定医療機関で接種できない場合は、世田谷保健所感染症対策課【03-5432-2437（世田谷区予防接種コールセンター）】まで、お問い合わせください。

【助成回数・金額】

- 不活化ワクチン：2,000円
（6ヵ月～12歳のお子様：2回、13～15歳（中学生まで）のお子様：1回）
- 経鼻ワクチン：4,000円
（2歳～15歳（中学生まで）のお子様、助成は1回のみ受けられます。）
※医療機関から請求される接種費用が、接種1回あたり上記の金額分減額されます。

【受付方法】

- 世田谷区内の指定医療機関で、受付時に氏名と住所、生年月日が確認できるものを提示してください（乳幼児医療証、子ども医療証、健康保険証（有効期限内に限る）、資格確認書、マイナンバーカードなど）。
- 医療機関に備え置いてある助成券に必要事項を記入し、提出してください。

【その他】

- 子どものインフルエンザ予防接種は任意の予防接種です（法律に基づく接種ではありません）。
- 予防接種は保護者の同意が必要ですので、保護者同伴で医療機関を受診してください。
- 医療機関によって、取り扱っているワクチンの種類が異なったり、予約が必要な場合がありますので、事前に医療機関に確認してください。

＜お問い合わせ先＞

世田谷保健所感染症対策課

電 話：03-5432-2437（世田谷区予防接種コールセンター）

FAX：03-5432-3022